

# 台湾税務および投資法令アップデート

## 最新税制改正案による日系企業への影響と実施日程 (2017.9.8)

### 財政部の最新税制改正案および日程

より公平で合理的な所得税制を構築するため、財政部は所得税制全体を見直し、所得税法の一部条文改正案を作成し、2017年9月1日に公表しました。

今回の所得税税制改正は、個人所得税、法人税が対象となり、2018年から適用されると見込まれています。そのうち、外国株主および個人への課税に関する規定は下表の通りです。

| 項目        | 現行制度  | 税制改正の方向  |
|-----------|---|--|
| 配当所得      | <ol style="list-style-type: none"> <li>源泉徴収税率 20%。<br/>租税協定の適用がある場合、協定の源泉徴収率を採用。</li> <li>未処分利益への法人税課税額は配当送金時に源泉徴収税額から一部控除可能。</li> </ol>                        | <ol style="list-style-type: none"> <li>源泉徴収税率は 21%に引き上げ。<br/>租税協定の適用がある場合、協定の源泉徴収率を採用。</li> <li>未配当利益への法人税課税額は配当送金時に源泉徴収税額から控除できない。<br/>(1年間の移行期間が設けられているため、2018年度の配当支払は税額控除が可能)。</li> </ol> |
| 法人税率      | <ol style="list-style-type: none"> <li>17%</li> <li>未処分利益課税 10%</li> </ol>  | <ol style="list-style-type: none"> <li>20%に引き上げ</li> <li>未処分利益課税を 5%に引き下げ</li> </ol>   |
| 個人所得税最高税率 | 45%   | 40%  |
| 個人所得税控除額  | 納税者は以下の通り定額控除ができる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>標準控除額 NT\$9 万<br/>(配偶者いると 2 倍)</li> <li>給与所得特別控除額 NT\$12.8 万</li> <li>心身障害特別控除額 NT\$12.8 万</li> </ol> | 関連する控除額を以下の通り引き上げる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>標準控除額 NT\$11 万<br/>(配偶者いると 2 倍)</li> <li>給与所得特別控除額 NT\$18 万</li> <li>心身障害特別控除額 NT\$18 万</li> </ol>                                |

実施日程：

一、2018年から新制度、新税率、新控除額が全面適用されます。

2018年開始の事業年度から新しい法人税率および未処分利益課税の新税率が適用されます。例として、3月決算企業について、2017年4月から2018年3月までの事業年度(2017年度)は法人税率17%および未処分利益課税10%を適用しますが、2018年4月から2019年3月までの事業年度(2018年度)は法人税率20%および未処分利益課税5%が適用されます。

二、外国株主への配当は2018年度から21%(租税協定がある場合、租税協定に基づく)で源泉徴収されますが、同年度は過年度納付済みの未処分利益課税を控除することが可能です(2018年度のみ控除可能)。

なお、日台租税協定が2017年1月から適用となっているため、2017年度から台湾企業の日本株主に支払う配当は、優遇税率10%を適用できますので、今回の外国株主への配当の源泉徴収税率21%への引き上げは日本の株主には影響ありません。

三、また、2017年度の利益(改正前期間の利益)を2018年末までに全額配当しない場合、2019年度に法人税を申告する時に未処分利益課税10%を納付しなければなりません。

2018年度からの利益(改正後期間の利益)については、未処分利益課税の税率は5%に引き下げられます。2019年度末までに全額配当しない場合、2020年度に法人税を申告する時に未処分利益課税5%を納付しなければなりません。

本台湾税務および投資法令アップデートは読者への参考に供するためのものであり、当事務所が関連の特定テーマについて意見を述べるものではなく、読者は如何なる方針決定の根拠としてはならず、また如何なる権利または利益を主張するために引用してはなりません。本内容は資誠聯合会計師事務所の同意なく、転載、またはその他の目的に使用してはなりません。何らかの事実、法令、政策に変更が生じた場合、資誠聯合会計師事務所は本台湾税務および投資法令アップデートの内容を修正する権利が有ります。

© 2017 PricewaterhouseCoopers Taiwan. All rights reserved. PwC refers to the Taiwan member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.tw](http://www.pwc.tw) for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.